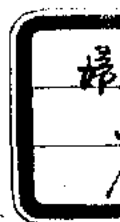


海外婦人勞働資料第三三號

既婚婦人と家庭をもつ母親の雇用

勞働省婦人少年局



既婚婦人と寡婦をよめる調査の概況

はしがき

近年、殊に第一次大戦以来、各国に於いて婦人の雇用は急速に増加し、家庭を持ちながら外の職業につく既婚婦人の労働力中に占める割合も高まりつゝあります。それにともなつて、切く既婚婦人の問題は各国で次第に關心を持たれ、不十分ながらこの問題について調査が行われるようになりまし

た。

これはILO事務局発行の「国際労働評論」一九五一一年六月号所載報告書「既婚婦人と家庭をもつ婦人の雇用」(“Employment of Married Women and Mothers of Families”, in *International Labour Review*, Vol. LXIII, No. 6, June 1951)に載せられてゐる。

労働省国際労働課で御多忙中誠に下さつたのを、婦人少耳局が印刷したものです。

国際労働課の御厚意に感謝いたします。

一九五一年一月

労働省婦人少耳局

既婚婦人と家庭をもつ母親の雇用

ま ち が き

初く母親の保護に關して、ILO事務局が行つた調査の結果については、家庭の責任をもつ婦人労働者の調査を要する現在の施設に關する二つの論文が既に國際労働評論（一九五〇年十一月号及び一九五一三月号）に発表された。本論文は、更に一般的社会責任のものと、既婚婦人及び家庭の母親が有給職業についている割合、その就職の理由及び労働と家事について、その時間をどのように分配しているかについて判定しようとするものである。

雇用の程度

家庭の母親が有給労働者として雇用されている程度を定めようとするのは、最初から大きな困難に遭遇する。婦人労働者の何割が家庭生活の責任を背負っているかについて、現在の統計から直接これを決定することは、しばしば困難であり、時には不可能でもある。このよう資料を利用出来る国は、フランスと米国の二国にすぎない。この二つの国には、かなりまとまつた統計がある。ヨビデンマークとスウェーデンにも資料があるが、それは不十分である。

このようは状態であるから、この問題は同様に検討する方が賢策のように思はれる。統計によつて何人の婦人労働者が結婚しているかがわかるし、また、数十年前にわたる既婚婦人の就職のあとを辿ることも出来る。一部の既婚婦人は、全然子供がいないか、また、ごく幼少の子供がいないために、家を外にして働くことが出来ることは明らかである。それにもかゝらず、不完全とはいへ、ながら、現在の資料は

比較的大多数の既婚婦人が扶養家族をかかえてゐることを示唆してゐる。それ故、家庭の母親が働きに出る割合を概算するために、可能な限り、既婚婦人の雇用のあとを辿ることには當を得たこと、思ひ出る。次に述べる十一ヶ国について蒐集された資料は、本問題を徹底的に検討するには不足であるが、既婚婦人及び母親が有給職業に就いてゐる程度に影さうを及ぼす要因の幾つかを分析することは可能である。

現在の資料に基いて、正真正正国際的比較をすることは不可能ではあるが、既婚婦人が経済的に活動してゐる程度に非常な差異のあることは極めて顯著である。例えば、切きに出る既婚婦人の割合は、スウェーデンでは十・四パーセントであり、米國では二十二・五パーセントである。また、婦人労働人口のうに既婚婦人の占める割合は、米國では五十五パーセントを超えており、ドイツ民主共和国では四十四パーセントであるが、ノールウェイでは一九三〇年に於ては僅かに五パーセントにすぎなかつた（もつとも、同年は基情勢が著しく変つたと考へるべき理由はある）。

既婚婦人の雇用については、各国に於て、同一の傾向で進展して来たものでは無い。ベルギー、デンマーク、オランダ、ノールウェイ、スウェーデン及びアイスランドの國に於ては、既婚婦人の有給労働者の割合は、相対的に少いが、この割合は増加する傾向にある。米國に於ては、既婚婦人労働力は、相対的にも、その数字が、着しく増加して来た。チエコスロヴァキアに於ては既婚婦人労働者の割合は、一九二一年から一九四七年の間に増加したが、一九四七年に於ては、既婚婦人労働者の割合は、一・九三の間に於ける割合より少かつた。これに反して、フランスでは一九二一年から一九三六年までの間に於て、既婚婦人の有給労働者の割合には殆んど変化がなかったが、非農業人口中の既婚婦人有給労働者の数は増加の傾向にある。

現在の統計に基いて、このように異なる傾向の原因を正確に把握することは困難である。フランスは、戰國の統計によつて知られるように、子供の死亡率が重要な要因であることは明かである。婦人

(4) は、その子供が就学命令に達すると同時に、経済的に活動する範囲が増大する傾向である。また、全般的に婦人の雇用傾向は既婚婦人の雇用傾向との間に直接の関係があるように思われる。全労働力の職業的構成の变化（産業と経済的の進展の結果として）がこの問題にどの程度の関係を持つかを検討することと必要であろう。結婚及び出生率の変動のようは人口上の要因が、既婚婦人の経済活動の程度に影響を及ぼすことも明かである。これについては、チエツゴスロヴァキア、フランス及び米国の経験がこれを証明している。

ベルギー

ベルギーにはこの問題に關する最近の統計は無いけれども、婦人労働者は二度結婚するにその職業から商売の傾向があるように思われる。このことは、婦人労働者間で「未婚賃金」手当が欲せられる理由を、多少の説明するものである。更に、失業統計から判断して、婦人労働者の地位は相対的に不安定であり、一九四八年の調査には、既婚婦人失業労働者の割合は全失業者の二十パーセントであつた。

一九四八年の国勢調査の結果が発表されるまでは、既婚婦人の雇用に關する最近の傾向について、決定的結論に到達することは困難である。しかし、以前に行われた国勢調査の結果として、既婚婦人の有給労働者の数が、しばらくの間、増加を示したことを言及する価値がある。一八九八年に於ては、一〇四、七一〇人の婦人産業労働者のうち、その十四パーセント即ち一四、八六三人は既婚婦人であつた。又一表が示す通り、一九三〇年の工業及び商業調査によれば、工業及び商業に於ける婦人労働者のうち、月給所得者の二十二パーセントと日給所得者の三十五パーセントは既婚婦人であつた。

第一表 工業及び商業に雇用されている婦人の総数並に既婚者の数（一九三〇年ベルギー）

	婦人月給所得者	既婚者の総数に對する比率	婦人日給所得者	既婚者の総数に對する比率
	総数	既婚者	総数	既婚者

工業	二五二九七	五七七七	二二二六八	八五七	九五四四八	三五
商業	三八六三三	八四三五	二一	一一三七四	四一八二	三六
工業及び商業	六四二一八	一四二五九	二二	二八〇、三七四	九六、六四六	三五

（※月給又は日給所得者として分類されたい少數の婦人を含む）

労働社会福祉相は、一九三〇年の国勢調査によつて記録された一一三六、八八人の既婚婦人有給労働者の数から見て、一九四六年に於ける数を二〇一、〇〇〇人と見積つた。

チエツゴスロヴァキア

一九四七年のモラヴィア及びシレジアの経済活動婦人人口は次の通りである。

既婚婦人	五〇一	五三・七
未婚婦人	二七一	二九・一
寡婦	一一八	一二・六
離婚又は別居	四二	四・六
合計	九三二	一〇〇・〇

これらの数字は一六三〇年を以て婦人労働力の数が減じたことを表わしている。最後の部門へ離婚又は別居を以て、有給労働者の数は、何れの場合も減少してゐる。他方、婦人労働力中の既婚婦人の割合は、一九三〇年の八人に二五四十一人から二五九十一人に増加した。また、離婚又は別居の婦人労働者も同様、八人に二五二十人から四十八人に増加した。

(5) 女子の婦人は（十四歳以上）は、一九三〇年から一九四七年までに、著しく減少したことを指摘しなければならぬ。同時に、女子総人口（十四歳以上）に關連して、有給婦人労働者の割合も、八人に

さ三百八人から二百六十二人に減少し、後の部門（商船又は別居）を除いて、他の全部門に於ける婦人労働者の数も減少した。既婚婦人の総数に対する有給婦人労働者の割合は、一九三〇年の千人につき百四十人から見て、一九四七年には百三十人と見られる。この減少の一部は、この十七年前に結婚し出生が増加したことによるものである。何故ならば、ごく幼少の子供を持つ婦人は、通例、労働力から排除される傾向にあるからである。

人労働力

(単位一、〇〇〇)

年次	女子労働力		農		業		鉱業及び製造業		その他の職業	
	総数	既婚者	総数	既婚者	総数	既婚者	総数	既婚者	総数	既婚者
一九二一年	一、二一三	二二二	四一五	七四	四七三	六二	三二五	四六		
一九三〇年	一、三二五	三一九	三二〇	八〇	五八六	一六九	四一六	七〇		
一九四七年	九三二	二七一	一四七	三九	四五二	一四五	三三三	八七		

一九二一年と比較して一九四七年には、農業に於ける婦人労働者の数は既婚未婚共に減少したが、有給職業に従事する既婚婦人の数は増加したことをオニ表が示している。しかし、オニ表中の相対的數字を比較すると、この農業以外に於ける増加傾向は幾分修正しなければならぬ。

有給労働者の割合と既婚婦人の割合

年次	全既婚婦人人口中の既婚婦人有給労働者(一、〇〇〇人に付)				婦人労働力中の既婚婦人の数(一、〇〇〇人に付)			
	総数	農業	鉱業及び製造業	その他	総数	農業	鉱業及び製造業	その他
一九二一年	一一四	九	五〇	二五	一七五	一七八	一八六	一四一
一九三〇年	一四〇	三五	七四	三一	二四一	二五〇	二八八	一六九
一九四七年	一三〇	一九	六六	四二	二九一	二六四	三二一	二六二

一方、全婦人労働力中の既婚婦人の割合は、一九二一年より一九四七年の間に、全体に於ても、また三大産業部門の各々に於ても、増進を示したが、既婚婦人人口中の有給労働者の割合は、総数に於てもまた、初めの二つの部門に於ても、一九四七年は一九三〇年と比較するよりも低い。農業に於ける割合は別として、依然として一九二一年に於けるよりは高い水準にあつた。

雇用地位から見れば既婚有給婦人労働者の分布にも、一九二一年から一九四七年の間に、同様著しい変化が生じた。オニ表が示す通り、一九三〇年から一九四七年の間に、勤労者及び自家営業者の既婚婦人の数が減少した。但し、この割合もまた、自家営業者を除いて一九二一年の水準よりかなり上位にあつた。

有給労働者の数(単位一、〇〇〇人)

年次	有給労働者		有給労働者		自家営業者	
	総数	既婚者	総数	既婚者	総数	既婚者
一九二一年	一五一	七	一五八	五四		
一九三〇年	二二六	二五	二六四	五五		
一九四七年	一八二	六一	二四三	二八		

デシマーク

デシマークの統計は、既婚婦人の十一パーセント

ントが雇用されていたが、統計的理由により、この数字は情勢を正確に表わしたものでないように思われる。しかし、ある中心地では既婚婦人の就職率は高く、一九四四年にはコペンハーゲンでは既婚婦人の四十パーセントが有給労働者であり、この中より四十六パーセントが子持であつた。大体に於て、既婚婦人の雇用は過去二十五年、特に、オランダ本職以来、増加したと思われる。

フランス

フランスに於ける既婚婦人の雇用は居る者の数に於ける最近の資料はないが、一九〇六年—三六年の期間に於ける種々の国勢調査の数字を比較して得た結果を示すと興味あることであらう。

オランダの表示通り、非農業職種に従事する既婚婦人の割合は、一九〇六年から一九三六年の間に、著しい変化を見せなかつた。既婚婦人労働者の総数（農業従事者を除いて）は約十六万人増加した。非農業職種に雇用された有給既婚婦人労働者の比率は、少し減少したけれども、国勢調査年次平均（十九三）と殆んど変わっていない。

オランダ 一九〇六年—一九三六年 フランスに於ける既婚婦人労働者の数（農業従事者を除く）

年次	婦人口中の既婚婦人数 (単位一〇〇〇人)	既婚婦人有給労働者数 (単位一〇〇〇人)	既婚婦人有給労働者の割合 (百分率)
一九〇六	八、一〇五	一、六四四	二〇・二
一九二一	八、四八九	一、六一九	一九・一
一九三六	九、一八四	一、五一三	一六・四
一九三一	九、五五六	一、八四四	一九・四
一九三六	九、六一九	一、八〇四	一九・七

オランダ 一九〇六年—一九三六年 フランスに於ける年令層別既婚婦人有給労働者（農業を除く）の

比率（百分比）

年令層	一九〇六年	一九二一年	一九三六年	一九三一年	一九三六年
一〇才未満	二五・〇	二四・二	二四・三	二七・三	二六・一
一〇—一四	二二・九	二四・六	二〇・四	二四・三	二四・三
一五—一九	二二・九	二二・五	一九・四	二二・二	二一・七
二〇—二四	一六・六	一七・二	二〇・三	二〇・二	二〇・二
二五—二十九	一五・五	一三・〇	一五・〇	一四・七	一四・七
三十—三九	七・八	八・六	七・五	七・五	七・五
四十—四九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
五十—五九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
六十—六九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
七十—七九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
八十—八九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
九十—九九	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
一〇〇以上	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三

ダリウツ氏の研究したところによると、非農業婦人労働力中の既婚婦人の比率は、一九〇六年から一九二一年までは減少したが、それ以後一九三六年までは増加し、同年の比率は四十一パーセントに達した。この傾向は、二十才より二十才未満及び三十才より三十九才までの年令層に特に著しく、これは一九二一年以来の結婚率の増加に因連していると思われる。オランダ表は年令層別による一九〇六年より一九三六年までの、非農業職業雇用された婦人百人中の既婚婦人数を示している。

第七表 一六〇六年—三六六年 フランスに於ける年令層別婦人労働力（農業を除く）中の既婚婦人の比率（百分比）

年令層	一九〇六年	一九二一年	一九三六年	一九三一年	一九三六年
一〇才未満	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
一〇—一四	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
一五—一九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
二〇—二四	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
二五—二十九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
三十—三九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
四十—四九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
五十—五九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
六十—六九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
七十—七九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
八十—八九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
九十—九九	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二
一〇〇以上	三・〇	三・〇	三・一	三・九	三・二

二〇一・二九	四六・四	三二・二	三五・八	四一・五	四三・一
三〇一・三九		五一・九	五一・八	五八・四	五九・四
四〇一・四九		五二・九	四五・九	五二・一	五一・八
五〇一・五九	四四・七	四二・七	三九・五	四二・五	四〇・四
六〇一・六九		二一・一	二二・五	二四・五	二三・六
二〇一・三九	四六・四	四〇・九	四二・七	四九・〇	五〇・六
二〇一・三九	四五・七	四一・一	四〇・八	四六・二	四六・五
二〇一・三九	三七・七	三四・九	三四・〇	三八・四	四一・〇

地方、工業及び商業に雇用されてゐる婦人の扶養子女を持つてゐる程度に因する最近の資料がある。一九四七年の月給及び日給に因する所得税書類を調査した結果は、工業及び商業に於て、今人の婦人総職者中百四十三人は扶養児が一人、四十六人は二人、十九人は三人、残の七百九十三人には扶養家族が口かつたことを示してゐる。言ひかえると、婦人労働者の二十パーセントが一人以上の扶養児を持つてゐたことになる。オハスは婚姻状態及び扶養子女の数についての詳細を示してゐる。

第八表 フランスに於ける婚姻状態及び扶養子女数による婦人被用者の分布（一九四七年）

子女数	既 身	既 婚	寡 婦	高 婚	その他	計
扶養児のないもの	九六五	六五二	七五二	六二六	八八五	七九三
扶養児 一人	三〇	二三八	一五〇	二五五	七六	一四二
全 二人	四	七六	六七	八四	二八	四六
全 三人以上	一	三一	三一	三五	一一	一六
	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

一九四六年及び一九四七年に於けるある一部分の範囲の調査によつて、特殊の産業及び企業に於ける婦人労働者に關する状況の概要を知る事が出来る。鐵道産業に於ては、労働者の約六十パーセントは婦人で、扶養女子のある婦人の数は、該産業の婦人従業者の十乃至三十五パーセントを占めてゐる。一九四六年パリ近郊に於ては、既婚婦人の五十乃至六十パーセントには扶養児がなく、三十乃至四十パーセントが扶養児一人、五パーセントが二人、二乃至三パーセントは三人以上の扶養児を持つてゐた。北部地区に於ては、大體既婚婦人の三十パーセントは扶養児がなく、五パーセントは扶養児一人、十五パーセントは二人、五パーセントは三人以上の扶養児があつた。扶養児が三人以上の婦人労働者の多くは世帯主であることがわかつた。

ドイツ

ドイツに於ては、オースタ大戦から生じた多くの複雑な要因のために、全人口及び経済活動人口の構成に大きな変化が生じた。米國当局が発表した一九四六年國勢調査の結果の分析によれば、「婦人の過剰が顕著であり、ドイツの経済的、社会的、生活には根本的変化が生ずるであらう。多くの変化が既に起つた。婦人は失業の苦しみの大割合を負担せねばならぬであらう。また、仕事を求める婦人の数は増加するであらう。従来よりも更に多くの婦人が、殆んど或は全く結婚の機会を待たずに、自己の労働で生活することゝ余儀なくされるであらう。特に「男子」の職業とひうもりは今後なくなつて行くであらう。」一九四六年の國勢調査の當時には、全ドイツの人口中、男子百人に対して女子は百二十五人、全体で七十二万五千人、四人だけ女子が多かつた。當時の人口状態の主な特徴、特に米國の占領地帯に於ける時、一九四六年の國勢調査は、一九三九年と比較して、米國占領地帯に於て、無職業の独立生活者の数が

著しく増加したことを示した。しかし、婦人の場合特に顕著であつたこの傾向は一時的なものといふべきであらう。戦時下の特殊な状況が、婦人の就業状況を大きく左右した。戦前、戦中、戦後の人口動態は、これと反対に、婦人の労働力の増加を来す公算が多い。

子供のある婦人又は既婚婦人の雇用に関する統計はない。また、結婚率の低下にも拘らず、婦人の労働力がすでに家庭生活の責任ある婦人のかなりの部分を含むに達していると考えられる理由がある。なお、主として未婚婦人の向に於ける出生子出生数は、一九三九年に於ては一九二六年に於けるよりもかなり多かつたことが指摘される。また、これらの婦人の多くが、自己及び子供のために、仕事を続けなければならない。

その人口動態がアメリカの労働地帯のそれと比較されるドイツのソヴィエト占領地帯に於ては、婦人の労働力の増加に於ける既婚婦人の割合は高い。一九四六年十月には、三六七五四二五人の婦人の労働者のうち、大抵四二、四四人が既婚婦人であり、これは全体の約四十四パーセントに当る。一九五〇年ドイツ民主共和国が採用した結果は、子供を扶養する母親の同様の重大性を示している。そのようには婦人は仕事に就くことを奨励されてあり、また、彼女を優先的に就職させなければならぬと規定されている。

また、現在の情勢に関する結論が得られぬにしても、一九三九年に於ける既婚婦人の雇用に関する統計を示すことは興味あることであらう。同年ドイツに於ては、一一五〇、〇〇〇の婦人が有給労働者であり、このうち三二、七パーセントが既婚者、六八、三パーセントが未婚者又は再婚者であつた。三、七〇〇、〇〇〇の既婚婦人被用者のうち、その四分の三は家庭使用人として働いていた。

オランダ

オランダに於ては、既婚婦人（又は婦人一般の）の就職者は比較的少い。一九四七年に於ては、経済活動人口の約二十四パーセントは婦人によつて占められていたが、産業に雇用されていなくても労働力が十

ニパーセントが婦人であつた。一九四六年に於て、労働監督を受けなければならぬ五人以上の労働者を雇用する企業に於ける婦人の数は二四、六三〇であつて、このうちその八パーセントの二一、七五三人が結婚してゐた。既婚婦人の就業先はホテル業が最も多く、婦人被用者の二七、七パーセント、これは最も多い。工場及び事業場であつた。戦前は既婚婦人の雇用に反対であり、また、関係当局も、夫の所得と子供手当の合計で家族の維持に充分な等であるから、妻が働きに出なくてもよいという態度を取つてゐた。それにも拘わらず、既婚婦人の雇用は、オランダ大戦終了後、特に手工業労働者、事務員、カフェ及びホテル従業員及び病院従業員の間に増加の傾向がある。

ノールウェイ

ノールウェイに口最近の統計上の資料がない。しかし、一九三〇年には、既婚婦人の雇用は余り大範圍にわたつていなかった。同国の警察記録によれば当時の既婚婦人は婦人總労働力の五パーセントであり、既婚婦人が最も多く雇用されてゐたのは、工業及び商業に於てであつた。政府は大戦終了以来、産業及び婦人労働力の増加の一級政策の一部として、既婚婦人の雇用奨励に積極的な努力を費つて来た。

スウェーデン

スウェーデンに於ける既婚婦人の雇用は、政府の統計が示す通り、一九四〇年より一九四五年の間、著しく進展した。一九四五年には七五、二二〇人の婦人が有給職業に就いてゐた。これは一九四一年に於けるよりも七パーセント多い。しかし、既婚婦人の労働者の数（一五、六三〇）は、全体として、二二、七五パーセントの増加を示した。最大の増加は二二、二二五オールの耳令層に於て四十三、七パーセント、二二、二二五オールの耳令層に於て五十六、六〇オールの耳令層に於て四十八、四パーセントであつた。他方、未婚婦人の数は十二、九八パーセントだけ減じた。

一九四五年には、婦人労働力のうち既婚婦人の比率は二二パーセントであつた。また、既婚婦人の人口

總數との関連に於ける既婚婦人労働者の比率は十四パーセントであつた（一九四〇年に於ては九パーセント）。その故、婚姻率の上昇は既婚婦人有給労働者の比率の増加を伴つた。

上述の数字は農業に従事する婦人を含んでゐる。農業を除けば、既婚婦人有給労働者の比率は、一九四〇年十三・六パーセント、一九四五・四年十四・五パーセントであつた。ストックホルムに於てはこの比率は、一九四〇年には三十一・一パーセント、一九四五年には四二・一パーセントの高比率であつた。

一九四三年に行われた抽出調査によれば、既婚婦人の二十一パーセントが常勤又は非常勤雇用であつた。常勤者の比率は、子供の若い婦人が十二パーセント、子供一人の婦人が九パーセント、子供二人又は三人の婦人が五パーセント及び子供四人以上の婦人が二パーセントとなつてゐた。一九四七年ストックホルムに於て、夫と同居する子供の若い既婚婦人の七十パーセントが有給の職業に就いてゐると見られる。この比率は、子供一人の家系の割合には三十四パーセントに、また、子供が二人以上の場合は二十五パーセントに低下した。これらの数字は、再び、子供の数とその母令が既婚婦人の有給雇用に影響を及ぼすことを示すものである。

スイス

スイスに於ては、一九四一年の国勢調査によれば、有給の職につけてゐる婦人の二十五・八パーセントが、既婚、寡婦又は離婚者（十三・五パーセント）が既婚者であつた。しかし、一九四四年には連邦工場法の適用を受ける工場で働く既婚婦人の数は四八、四五三人で、これは企業に雇用された婦人の総給所得者總数の三十七パーセントに相当する。

英 国

英國の既婚婦人又は扶養すべき者を持つ婦人の有給労働者に対する資料は大凡のものと又は不完全なものが利用出来るにすぎない。

一九四六年には有給雇用婦人六六〇、〇〇〇人中の一、五〇〇、〇〇〇人即ち二十二パーセントが結婚してゐた。非公式の統計によれば、一九四七年十二月には、既婚婦人の十八パーセント及び寡婦及び離婚婦人の四十二パーセントが有給雇用者であつた。

現在、これらの婦人の何割が扶養すべき子女を持つかについて知る方法はないが、若干の限られた範囲の調査がその大體を示してゐる。即ち、一九四三年に部分的調査が行われたが、当時、工場に於ける既婚婦人の割合は最高の率を示してゐたことだけは確かである。軍需工場に於ける五百人の婦人被用者のうち、三百六十一人は既婚者であつた。これらのうち百十四人（四三・一パーセント）には同居の扶養者があつた。五才未満、五才及び十才未満で五才以上の子供の割合はそれぞれ三三・五、三十八及び三十五・二パーセントであつた。

一九四七年七月中央情報局が行つた抽出調査によれば、既婚婦人のうち、十六才未満の子供のない者の三十三パーセント及び十六才未満の子供のある者の二十パーセントが就職してゐた。二二歳もまた、子供の母令が決定的要因であるように思われる。非常に幼少な子供のある婦人は、十六以上の子供のあつた婦人雇傭業についてゐない。

米 国

米国の労働局が最近発表した報告中に興味のあることが掲載されてゐる。

一九四〇年の国勢調査の数字と一九四六年の抽出調査の結果との比較によつて、この期間に既婚婦人の雇用が相対に発展したことがわかる。即ち、一九四九年に於て、夫と同居してゐる既婚婦人労働者の数は、この数字が示すように、既婚婦人労働者の数よりもより多数であつた。

(單位 一、〇〇〇、〇〇〇)

既婚者	一九四九年	一九四〇年
未婚者	五・七	五・〇
	五・七	大・七

一九四九年四月に於ける労働力には、二七五〇、〇〇〇の既婚婦人を包含してゐた。この婦人労働力は一九四〇年と示した傾斜を基礎として予想され得る労働力より大さかつた。

この進展の原因の一つは、夫と同居しなかつた若さに出る婦人の割合が上昇したことにある。即ち、一九四〇年四月には、このような婦人の十七パーセントが労働力中に含まれ、一方、一九四九年四月にはその割合は三十二・五パーセントに増加した。他の原因は、女子人口中の既婚婦人の割合が、一九四〇年四月の五十六パーセントから一九四九年四月の六十三パーセントに上昇したことである。労働力に於ける既婚婦人の割合は、数的に既婚婦人の増加が最も著しい命令層（二十歳より三十四歳まで）に於て比較的小い程度の増加を示したことは事實であるが、このことは、戦時中及び戦後の出産率の増加に一部原因としてゐる。何故かといへば、二つの子供をもつてゐる婦人は家庭に留まる傾向があるからである。前記期間に於て、婦人労働力中に包含された既婚婦人労働力のうち、三十五歳から四十五歳までの命令層のもので、特に夫と同居してゐるものが最も多数を占めてゐた。即ち、一九四九年の婦人労働力の三十二パーセントは夫と同居する既婚婦人であつた。これに反して、一九四〇年四月に於けるその率は十六パーセントであつた。婦人労働力のうちで、四十五歳より六十四歳までの既婚婦人の割合は、右期間中、十パーセントから二十パーセントへと二倍になつた。

有給職業に従事する既婚婦人の割合の上昇の傾向は、すでに、一九二〇年に於て認められた。然し、當時に於けるその割合は、既婚婦人へ一六・五以上の総数のわずかなパーセントで、婦人労働人口へ

十六・五以上の三十三パーセントであつた。これと関連し、一九二〇年の国勢調査に於て得られた実際の数字は、一九一〇年の国勢調査のそれよりも低いものであつたが、この低下は技術的理由のためであるように思はれる。この低下は特に農業的職業に關する数字に現れた。既婚婦人へ十四・六以上の総数に對する有給職業に従事する既婚婦人の割合は、一八三〇年迄は十一・七パーセントで、一九四〇年には十四・七パーセントに上昇し、一九四九年には、既に述べたように、三十二・五パーセントに達した。非農業的職業に於て、婦人労働力中の既婚婦人の割合が規則正しく上昇する傾向は現世紀の初頭より見られたものであり、一八八〇年には十二・一パーセント、一九〇〇年には十三・三パーセント、一九一〇年には十九・八パーセント、一九二〇年には二十一・二パーセントであつた。

一九四九年の調査によれば、米国に於ては、夫婦共稼ぎの世帯が益々一般化してゐる。この事實は、ずっと以前の調査に於て認められたものであるが、一九四九年に再び顯著になつた。夫婦者へ夫が世帯主である一総組のうち、共稼ぎをしてゐた夫婦組の割合は、一九四〇年四月の十一パーセントに對し一九四九年四月に於ては二十五パーセントであつた。

既婚婦人が有給職業に従事する程度は、家庭に於ける子供の数と命令によつて影さようであるように思はれる。即ち、一九四九年の統計は、命令未滿の子供をもつ婦人は、然らざる婦人よりも、仕事に就く傾向が少いことを示してゐる。然しながら、命令に達しない一人の子供とその命令を超える子供達をもつ家庭に於て、若し、後者が初等教育を終えてしまつてゐるならば、その母親は、家庭外の職業に就くことの可能性がより一層あることになる。一九四九年四月に於て、夫と同居する婦人を五才未滿の子供をもつが命令期の子供をもたない婦人が、婦人労働力の十パーセントを占めていた。命令期の子供をもつが五才未滿の子供をもたない母親の割合の割合は二十七パーセント（六才より十一才迄の間の子女をもつ母親の割合は三十一パーセントに達した）。

職業に就く理由

既婚婦人が職業に就く理由には種々あるが、経済的必要性がその最も主要な理由であることには殆んど疑の余地がない。スイスの専門家は、婦人労働者の経済状態に関する調査及び研究が不足していることに言及して、次のように述べたことは大いに意義あることである。即ち、「この研究は莫に必要性があるように思えない。切實に出る大多数の家庭の母親は経済的必要性からそうするのである」ということは誰でもが知つてゐることである。左程裕福でない階級に属する家庭の

大多数の母親は物質的必要性のために、ただ働くことを続けるのである。このことは、家庭の最低生活水準が、母親による追加収入がなければ、達せられないということを必ずしも意味するとは限らないが、一家の収入がこの最低生活水準より降ることを防ぐために、母親が有給職業に就かねばならぬ場合が多々ある」と。同様の見解が、一九四七年の中央情報局によつてなされた調査に開示して、英蘭の専門家によつて表明された。即ち、「勤労婦人となる主な動機は追加収入を自当とするところにある。それ故に下級経済層に属する婦人は、何時でも有給職業に就くことになる」と。

米国に於ける一九四〇年の国勢調査は、夫の収入と妻が有給職業に従事している程度との間に、或る関係があることを指示した。即ち「このことは家庭の収入を増す必要があることを示唆するものである。婦人労働力のうちで、千帯から千五百帯の収入がある夫をもつ妻の数は、二千帯から三千帯の収入がある夫をもつ妻の数の約二倍であつた。この傾向は、ごく幼い子供をもつ婦人の場合に於て、一層明かである。なお、米国の最近の調査によつて、これは更に明かになつた。即ち、一九四九年に於て、夫婦のうちの、約四分の一の妻は、夫が就職している場合にも、有給職業に従事していたが、この割合は、夫が失業中の場合には、上昇して三分の一になつた。これ等の婦人の経済的責任に關連して、或る意味ある資料が、一九四四年に米蘭州の労働局によつて重工業製造地域で施行された調査から得られた。その調査とは、当時、種々の職業（家事サービスを除く）に従事していた一三、〇〇〇の婦人に対して、戦争終了後も職業を継続することを希望するかどうかに關して質問したことであつた。肯定的に答えた既婚婦人のうち、五十七パーセントは、彼女等自身の必要のため、また、時には他人のために、職業に就いてゐなければならぬといふのであつた。家族と同居している婦人のうち、十二パーセントは彼女等の手一つで家族全員の扶養するものであり、五十八パーセントは他の一名と共に家族全員の扶養を分担するものであり、二十一パーセントは他の二名の援助を得て家族を扶養するものであつた。家族と同居する未亡人及び離婚婦人のうち、三十五パーセントは家族の唯一の扶養責任者であつた。同婦人局はまた、次のことを報告している。即ち、一九四七年に於て、有給職業に就いていた母親の割合は、正當の家庭に於けるよりも、世帯主が母親である家庭に於ける方がより高いといふのであつた。母親が家族を扶養し、且つ、子供が六才未満の場合、四十パーセントは職業をもつてゐた。然しながら、この割合は、六才から十八才までの子女をもつ母親の場合には、上昇して五十四パーセントとなつた。

フランスに於て最近発表された一つの研究は、既婚婦人をして職業に就かせる種々の理由のうちで、経済的原因（特に最低収入階層に於て）がその主なものであることを物語つてゐる。この研究者は、夫と妻（妻が働いてゐる場合）が最低の賃金（パリ一地区に於ける冶金工業に従事する一級労働者の賃金）を得る家庭の収入を調査し、その収入がどの程度まで、その家族の基本的生活必需品を購ひ得るかを研究した。その必需品は、最低生活維持の高い限度と低い限度の二つの基準を定めて、算定された。才九歳の子供の數、妻が働いてゐるかどうか、及び高低二つの最低生活維持費から割出した収入と生活水準の均衡程度（収入と必需品との均衡状態を一〇〇とすると）を指數によつて示したものである。才九才九歳、フランスの冶金工業労働者の家計における収入と生活水準との均衡（一九四九年）

妻が雇用されている場合 妻が雇用されていない場合 子供の数に応じて、妻の常勤・非常勤及び無勤※	子供のいる家庭				最低生活費を低く定めた場合			
	子供一人	子供二人	子供三人	子供四人	子供一人	子供二人	子供三人	子供四人
妻が雇用されている場合	一三六	一三三	一〇〇	九二	八三	一〇五	一〇二	九七
妻が雇用されていない場合	七〇	六六	六二	七一	七二	六七	六二	五七
子供の数に応じて、妻の常勤・非常勤及び無勤※	一三六	一三三	一〇〇	九二	八三	一〇五	一〇二	九七
妻が雇用されている場合	一〇五	八六	七七	七一	六四	一〇五	一〇二	九七
妻が雇用されていない場合	五三	五一	四七	五二	五二	五三	五〇	四七
子供の数に応じて、妻の常勤・非常勤及び無勤※	一〇五	八六	七七	七一	六四	一〇五	一〇二	九七

※ 妻が、子供なしの場合には、常勤、子供一人の場合には非常勤、子供二人以上の場合には勤めに出来ないものと仮定する。

この表から次のことがわかる。即ち、最低生活の基準を低く定めた場合には基本的必要物は、子供の少ない家庭、或は、一人か二人の子供があつて、而も妻が雇用されている家庭に於てのみ償われる。もし子供の数に応じて妻の雇用状態が変わる場合には、基本的必要物は、子供の少ない家庭へ妻が常勤の場合に於てのみ償われる。最低生活の基準をやや高く定めた場合には、基本的必要物は、妻が雇用されている子供なしの家庭、又は、子供の数に応じて妻の雇用状態が変わる場合は、妻が常勤している子供なしの家庭に於てのみ、償われるということがわかる。なお当時の家族手当は、きわめて最低に算定された。

子供が必要とする物の七十五パーセントを償うていたということを言及しておくべきであろう。

このような観察を裏付ける資料が、不完全ではあるが、外に若干ある。一九三九年にオスロ市に於て実施された調査によれば、相当数の結婚は、妻が結婚後も、就労を継続することが出来ることを条件に成立した。家賃と家庭をつくる費用は、数年間は夫の収入の中から支出され、少くとも結婚生活の当初は、妻が働くことを必要とする。スウェーデンのストックホルム市の統計は、離婚婦人が有給職業に従事している程度は、夫の収入に直接に相連していることを暗示している。即ち、夫の収入が四千クローネの場合、妻の六十パーセントは就労していた。この割合は、夫の収入が四千——六千クローネの場合には、四十——三十三パーセントに、六千——八千クローネの場合には、三十八パーセントに、八千クローネを超える場合には、三十パーセントに夫を低下した。一九三一年に英国に於て、一三、六三七人の婦人が、及び未亡人であつたものは、扶養家族をもつていた。また、一九三二年に実施された別な調査によれば、婦人労働者の三十三パーセントは扶養家族をもつていた。(二十八パーセントは扶養の義務の一部を、五パーセントはその全部を負担していた)。

もう一つ述べなければならぬ重要な要因がある。それはある地方、或は、ある国全体に於ける人口の不足である。労働市場のある情勢に於て——戦時に於けると同様平時に於ても——離婚婦人は人口の重要な資源の一つを構成している。然しながら、實際問題としては、労働者を募集するために政府及び産業当局者によつてなされた努力は、子供がない離婚婦人のみを対象として行われているわけではない。なお、通常の婦人がもっている技能へ適宜器具、精密器械等の組立及び製造を必要とする産業を設定すれば、その地方に於ける離婚婦人労働者の雇用の増加を来す結果になる。いいかえれば、新規雇用の機会が離婚婦人の雇用に刺激する。特に、一九四五年以来、チェコスロヴァキア、英国及びポーランドに於て離婚婦人への婦人労働者へ離婚婦人を含む、募集に當つて、また、婦人労働者が同産業に留まらうに奨励

するに當つて、なされた努力は、これと関連して、意欲あることである。

努力力は、時には、それが全国的規模に於て不足を告げることがある。米國では、政府は努力量を増加するために積極的な努力はしていないが、脱税婦人努力者の相対的且つ絶對的數字は、最近十年間、國家經濟が進展し、婦人努力力の増大するにつれて、増加して来たことが見られる。他の國々に於ては、公の機關は個人（脱税者を含む）が就職するように全力をつくしている。このことはスカンディナヴィアの三國に於て著しい。ノルウェーに於ては、一九四七年三月七日の布令によつて任命された委員會が婦人努力力の増大を促進助成する手段方法を研究することに責任を負うている。この委員會は託兒所、育兒室、運動場等の設立を勧告したが、これは、脱税婦人及び母親の雇用を進展せよと企圖していることを暗示している。これと同様にスウェーデンに於ては、一九四九年五月三〇日の議會に於て政府委員のエルランジエル氏は、特に、次のように説明した。即ち、「雇用されてゐる婦人を保護するために種々の手段を講じてゐるが、それは主として婦人努力者の補充募集を容易にするためである」とこの國に於ても、また、脱税婦人をして職業に留まらせ、或は、職業に就かせるための手段を講ずる計画がある。デンマークに於ても同様の状態にある。

チェコスロヴァキア及びポーランドに於ては、經濟計画の發件として、子供をもつ脱税者を包含婦人をして、職業に就かせるように勧誘することが必要であることが明らかになつた。既に述べたようにドイツ民主共和國に於ては、一九五〇年に可決された法律は、婦人の雇用を拡大することを企圖しており、自分の子供を補助金を受けずに育ててゐる多くの努力婦人を援助する特別の手段を規定してゐる。今ここで、子供をもつ脱税婦人の雇用に關して、更に、歴史的、社會學的の理由を討究する必要はない。然しながら、以上簡単に考究された二つの要因——一方に於て、經濟的の必要へ或る程度より高貴の生活水準の要求——と、他方に於ては拡大しつつある國民經濟に伴う人力の不足——は、急速に消失し、つにも慰められない。また、働く婦人の実状を觀察しなければならぬ。家庭の任務に加ふるに家庭外の

職業をもつ婦人は、あまりにもしばしば職業にあまり入り、その上、雇用の分野に於て、男子と比較して同等の機会を持つことを妨げる諸問題に直面してゐる。この問題を減らし、且つ、機會の均等を保障するためには、どんな方法を講ずることが出来るか、また、満じなければならぬか。この問題は解決出来ないように思われぬ。多くの國では、この問題を研究しある程度の成功をおさめてゐる。社會政策及び工業が全般的に発達すれば、この問題の解決を可能にするように思われる。

努力と家事に時間の配分

個人的経験或は觀察から、随でも、家庭外の職業をもつ脱税婦人及び母親の日常生活——仕事を終えて帰宅した時にしなければならぬ料理、洗濯、アイロンの掛け、繕い及び掃除、子供に対する配慮と世話、及び習物に費さるべき時間——について、ある考をもつてゐる。然し、これらの婦人が自己の生活（例えば、種々の務めの名々に費す時間）をどのようにに組織化してゐるかについて、正確に、また詳細に、これを知るには、統計的資料が甚だしく十分でない。然しながら、英國の専門家に於ては、調査されてゐるうちに、たとえ、信頼し得る資料の蒐集には多くの困難を伴うとも、問題の範圍及び種類についての概念を与える部分的調査はある筈である。例えば、抽出調査の結果については、誤謬を指摘される余地が相当にあるから、細心の注意を以てこれを使用しなければならぬが、大体を測定する根拠としては、確實に価値をもつてゐる。

子供の数、と主令家族集團の構成、家庭の財政状態及びその國の一般的生活水準によつて、事情に變化があることは明かである。スイスの専門家は、家事に必要とされる時間は、一部分は、その婦人の労働能力と、家事を処理する知識と、手先の器用とによるものであるという事実に注意を喚起した。一九四六年五月、フランス努力省調査統計研究所は、パリ近郊の婦人努力者の生活水準について抽出調査を行つた。その結果は、婦人日給努力者の〇・六パーセント及び婦人月給努力者の七パーセント

は五中を満ちていた。すべての家庭の子供のうち、その二十六・七パーセント（日給労働者の子供はその二十五・二パーセント、月給労働者の子供はその三十パーセント）が家庭に於て晝食をとっていた。洗濯に關しては、婦人労働者の六パーセントは洗濯物を全部洗濯屋に出してあり、三十四パーセントはその一部を出し、六十パーセントはすべてを家庭に於て洗濯していた。殆んどすべての日給、月給婦人労働者共に自分自身で縫いをやっていた。一般に、婦人労働者は一日に平均三時間半を、各休日には平均七時間を、いじかえれば週に凡そ二十九時間、即ち、縫給職業に於ける週労働時間の殆んど四分の三を、家事と買物に費していた。また、スイスの專門家は、家庭の務めをもつ労働婦人は一日（休日を含む）平均三十四時間を家事に費していると計算した。

フランスの人口五千人以上の町に於ける妻及び母親の週労働時間を算定するために、一九四七年の初頭に於て実施された他の抽出調査は幾分異なる結果を示した。この調査から得た一般的結論は、家庭外の仕事についている婦人の家庭に於ける仕事の量は、幼きに出ない婦人のそれに比して、はるかに少いということであつた。然し、それが事実であるとしても、家事に従事する時間に家庭外の労働時間を加えるならば、職業をもつ婦人は、子供の数の如何に拘らず、週八十時間余り働く事になる。これは耐えがたの極限限度であるように思われる。家庭に於ける子供の数に基く調査の結果は次のように要約出来る（数字は週についての労働時間数である）。

子供なし	家庭外の職業をもたぬ妻	家事	家庭外の職業	合計
	をもつ妻	五六・〇	三九・一	八四・六
	をもたぬ妻	四五・五		
	をもつ妻	七三・五		
	をもつ妻	四四・一	三八・〇	八二・一

子供二人	家庭外の職業をもたぬ妻	家事	家庭外の職業	合計
	をもつ妻	七二・八	三五・二	八一・〇
	をもたぬ妻	四六・二		
	をもつ妻	七七・七		
	をもつ妻	四八・三	三五・二	八三・五

米國婦人局もこの問題を調査した。産業に従事する三千人の婦人労働者を対象に一九四四—四五年に実施された調査はこれ等婦人労働者の三十六パーセント（既婚者、未亡人又は離婚者の半分及び未婚者の八分の一を含む）は、自身の家事——買物、日に二度の食事の用意、洗濯、アイロン掛け及びその他實際上の家事——の大部分を自分をやっていた。その半数は家族の他の者と家事を分担しあっていた。また、わずか九パーセントのみが家庭に住みながら家事の仕事をもつていなかった。オランダの大工場の一つに於て実施された調査によれば、既婚婦人の十九パーセントは家庭に於て家事に従事しなければならなかつた。三十三パーセントは家族の者によつて援助され、縫い物及び洗濯物は外に出していた。また、わずか六パーセントが家事の仕事をもつていなかった。

結

論

この論文は、既婚婦人及び母親が給給職業に就くことによつてかもし出される問題について、その大體の範圍と複雑性を提示して、現実の状態を正しく把握する前に、考慮すべき種々の果つた要因（人口上、社会性及び経済上の）に注意を喚起することを目的としたものである。

然しながら、現在利用し得る資料では、この問題の範圍について、一般的概念より以上のことを述べることは殆んど不可能であり、且つ、最も重要と思われる要因を徹底的に分析しようとしても、技術的

理由で非常に困難であるように思われる。既に述べたように、統計資料へそれがあるところではしな、しばしば、不完全か又は十分に正確でない。同一の国に於て、一期間の数字を他の期間の数字と比較することは、しばしば、困難であり、国際間の比較は誤りを生じ易いである。少数の国の場合を除いては、ほんの概観だけしかわかつていないが、それだけでも、現在では勿論関心を持たせるものである。

それに拘わらず、この問題は社会的問題からのみでなく、また、その複雑性のために、非常に重要な問題である。この問題の細部にわたって、徹底的に、且つ、客観的に、調査が行われるまでは、これについての国際的政策を採用することは出来ない。それ故、先ず最初に、既婚婦人が雇用される程度及びその中に含まれている家庭を持つ母親の割合を示す資料を蒐集することに努力すべきであることを強調したい。既婚婦人及び子供をもつ婦人が働きに出る経済的理由、既婚婦人及び母親の雇用の進展を促進する各国及び各産業に於ける人力の不足、人口変動の影響、扶養子女をもつ婦人労働者の日常生活の現状等の重要な相関的問題については、何れも、現在までに使用し得る統計的資料より更に正確な且つ完全なものが出来るまで、これを適当に解決することが出来ないであろう。

以上